

契約候補者決定基準(特殊精密検査委託)

区分	分類	評価項目	評価内容	配点	
技術評価点	実施体制	一定の規模があり、特殊精密検査の実施体制が整っていること	登録衛生検査所の設置状況。 ※自社の登録衛生検査所の一覧を提示すること。	8	
	精度保障	検査精度が保障されていること。	外部精度管理調査等への取組み。 ※品質保証に係る第三者評価の受賞が分かる認定・登録証、精度管理調査評価結果通知書等の写しをすべて提示すること。 (入札参加資格審査申請等において、既に提出しているものも再度提示すること)	6	
	リスク管理	緊急報告値検出時の対応が整備されていること。	緊急報告値が検出された際のサポート体制。 ※緊急報告の対象項目およびその基準、また極端値・パニック値が検出された場合の、法人との連絡体制が分かる資料を提示すること。	8	
	臨床支援	自社で検査できる項目が多く、迅速に検査結果を提示できること。	仕様書別表に示す検査項目において、海外に依存する特殊検査を除き、自社で対応可能な項目数。 ※自社の検査受託数(検体数)における再外注比率(集計対象期間: 2019年4月～2020年1月)とその項目一覧を提示すること。	10	
			自社でおこなえる保険未収載の検査項目数。 ※自社で測定可能な保険未収載の検査項目一覧を提示すること。	8	
合計(A)				40	
価格評価点	60×(1－入札価格／予定価格)				
合計(B)				60	
評価値	技術評価点(A)＋価格評価点(B)				100